

## 浜松市法令遵守（コンプライアンス）の推進に関する要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、公平、公正で、かつ、適正な行政運営に資するため、その基礎となる職員の法令遵守を推進し、もって市政に対する市民の信頼の確保を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 内部通報 次に掲げる職員等が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づいて行った公益通報をいう。

ア 浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の適用を受ける者（浜松市立幼稚園条例（平成17年浜松市条例第270号）に規定する幼稚園、浜松市立小学校及び中学校条例（昭和39年浜松市条例第37号）に規定する小学校及び中学校並びに浜松市立高等学校条例（昭和39年浜松市条例第38号）に規定する高等学校に勤務する職員を除く。）

イ 浜松市技能労務職員の給与に関する規則（平成16年浜松市規則第51号）の適用を受ける者（浜松市立学校給食センター条例（平成17年浜松市条例第180号）に規定する学校給食センターに勤務する職員を除く。）

ウ 浜松市上下水道部職員の給与に関する規程（昭和41年浜松市公営企業局管理規程第13号）の適用を受ける者

エ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者（浜松市教育委員会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和31年浜松市条例第48号）第2条第1項第1号から第32号までに掲げる者（別に定める者を除く。）を除く。）

オ 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）であって、同法第26条の規定に基づく労働者派遣契約により、市に派遣されているもの

(2) 不当要求行為等 浜松市職員の給与に関する条例及び浜松市技能労務職員の給与に関する規則の適用を受ける者並びに前号ウからオまでに掲げる職員等に対する行為のうち、次に掲げるもの

ア 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

イ 正当な権利行使を装い、社会的相対性を逸脱した手段により機関紙、図書等の購入要求又は工事計画の変更、工事の中止、下請参入要求及び法外な補償等を不当に要求する行為

- ウ 正当な理由もなく、職員等に面会を強要する行為
- エ 乱暴な言動により職員等に身の安全の不安を抱かせる行為
- オ 庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為
- カ 本市の事務事業の執行に支障を生じさせる行為
- キ その他これらの行為に準ずると認められるもの

(コンプライアンス推進会議)

第3条 職員の法令遵守を推進するため、浜松市コンプライアンス推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 職員の倫理の保持に関すること。
- (2) 内部通報に関すること。
- (3) 不当要求行為等の対策に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、法令遵守の推進に関すること。

(組織)

第5条 推進会議は、座長、副座長及び別記に掲げる委員をもって組織する。

- 2 座長は、総務部に属する事務を分担する副市長をもって充てる。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、総務部長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(内部通報の窓口)

第7条 内部通報の窓口は、弁護士資格を有する者で任命権者が指定したもの及び総務部人事課とする。

- 2 前項の規定に基づく通報を受けた者は、速やかにその概要を人事課長に報告しなければならない。

(内部通報の取扱い)

第8条 人事課長は、前条第2項の規定による報告があったときは、当該内部通報をした職員からその内容を聴取し、趣旨の確認に努めなければならない。

- 2 人事課長は、前項の規定による通報の趣旨の確認により、当該通報が適法なものであると判断したときは、推進会議に報告しなければならない。
- 3 推進会議は、前項の報告を受けた場合にあっては、その取扱いを協議するものとする。

(不当要求行為等の発生時の措置)

第9条 所属長は、それぞれの職場において不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、その都度、別に定める不当要求行為等発生連絡票により、第12条に規定する事務局へ不当要求行為等の発生状況などを連絡しなければならない。

(専門委員の出席)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条に規定する専門委員は、その任務に関し、調査し、又は検討するため、必要に応じて、推進会議の会議に出席することができる。

2 専門委員は、推進会議に対し、資料の提出及び情報の提供を求め、又は意見を述べることができる。

(部会の設置)

第11条 推進会議は、第4条に掲げる事務を処理するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会については、別に定める。

(事務局)

第12条 推進会議の事務局は、企画調整部行政経営課及び総務部人事課の職員が担当する。

(細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、職員の法令遵守の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別記

企画調整部長 行政経営課長 広聴広報課長 人事課長 政策法務課長 その他事案に応じて座長が指名する職員